

修身科登場の背景に関する考察

A Study on the Background of the Appearance of Japanese Moral Education.

大沢 宥介

はじめに

我が国の道德教育は、「教学聖旨」1879(明治 30)年を契機に、「単なる修身口授ではなくひとつの教科として」¹⁾修身科の位置づけが重視された。第二次世界大戦後の 1945(昭和 20)年 12 月、「連合軍最高司令部覚書」の「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」によって停止されるまで、修身科は独立教科として道德教育を担ってきた。

終戦後の道德教育は「反省期の道德教育時代・全面主義道德教育時代・特設主義道德教育時代」²⁾の変遷を辿り、現在の学校教育では「学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道德の時間を教育課程上「特別の教科 道德」(以下「道德科」という。)として」³⁾、小学校では 2018(平成 30)年 4 月 1 日から全面实施。⁴⁾中学校は、2019(平成 31)年 4 月 1 日から全面实施となった。⁵⁾

「特設の時間 道德」から「特別の教科 道德」として、教科の位置づけを行ったことは、「教学聖旨」以来の改革である。これまで学校全体で行ってきた道德教育の不透明さを教科として扱うことで、「道德の時間の役割を明確にした」⁶⁾意図がある。しかし改訂の背景には、「歴史的経緯に影響され、いまだに道德教育そのものを忌避しがちな風潮がある」⁷⁾として、道德教育の批判が根強く残っている。道德教育は、本来「文化の一つとして重要な要素」⁸⁾を含み「その社会の風俗や習俗、また習慣などにその基礎を置くもの」⁹⁾である。

本稿では、これまで独立の教科として道德教育を担ってきた修身科の本質について、「学制」公布前における修身科の初期にさかのぼり、その素地と形成過程を中心に考察するものとする。

キーワード：修身科、道德教育

I. 近世庶民教育における寺子屋の教科科目と修身科登場の素地

この章では、明治初頭の「学制」に「修身口授」として登場した修身科の素地を、近世庶民教育における「寺子屋」の教科課程に焦点をあてて取り上げる。

我が国の教育制度が近代化へと進んだ発端の一つに、1853(嘉永 6)年 6 月 3 日、開国要求の為、アメリカ東インド艦隊司令長官ペリー率いる軍艦が相模国浦賀沖に出現した、いわゆる黒船来航が挙げられる。1854(嘉永 7)年 1 月 16 日、再び開国要求の返答を得るため、ペリー艦隊は来航した。そ

の結果、神奈川で開国交渉が行なわれ、下田と函館を開港する事で合意した日米和親条約が締結された。これまで、江戸幕府によって約200年続いた鎖国体制は、これにより終止符が打たれることとなった。これを契機に、「幕末開港後は、近代化の傾向が顕著となり、これが明治維新後の文明開化の思潮とともに一挙に開化した」¹⁰⁾のである。明治維新後は、近代教育制度においても欧米諸国の教育制度を模範としながら急速な発展を成し遂げた。しかし、「必ずしも欧米の近代教育と同一であるとはいえない。そこには江戸時代までの長い歴史の過程を経て形成された生活と思想があり、文明と教育の伝統が継承されている」¹¹⁾とされている。よって近代化教育制度の急速な発展を成し遂げた根底には、封建時代におけるそれまでの文化と教育の歴史と伝統があったためと言わざるを得ない。

長きに渡る日本の文化と教育の伝統を背後に、短期間で高度な近代化制度を成し遂げた要因には幕末期の文化と高い教育水準が挙げられる。特に幕末期にかけて庶民の教育機関である「寺子屋」が増加傾向を示したことは、庶民全体における教育の普及と発達とその後の「明治維新後急速に展開される近代教育への準備」¹²⁾と関連づけることができる。

次に封建時代において、特徴的なのは厳格に区別された身分制度である。「封建社会の構造に基づいて、士・農・工・商の身分制度が確立しており、特に武士と庶民は区別」¹³⁾されていた。教育においても武家と庶民は大きく区分され、武士と庶民との教育には2つの系統をもって確立し、それぞれ独立した教育施設の発展を遂げた。もっとも、

武家と庶民にはそれぞれの目的があり、「武家は、近世社会の支配者であり、また指導者としての地位を保っていたのであり、したがって、それにふさわしい文武の教養をつかむべき」¹⁴⁾ものとして、その教育を担った教育施設が「藩校」であった。一方庶民の教育施設は私設による「寺子屋」であった。ここでは、庶民が日常生活に必要な「読み」「書き」の初歩を学ぶ為の簡易的な教育施設であった。寺子屋は、「江戸時代中期以後次第に発達し、幕末には、江戸や大坂の町々はもとより、地方の小都市、さらに農山漁村にまで多数設けられ、全国に広く普及した」¹⁵⁾庶民の教育施設であった。

石川謙氏の『寺子屋』によれば、寺子屋の中心となる学習内容は、「手習」と「読物」であることは明らかであるが、地方の実情や要望に合わせて教科科目の増設がみられた。例えば、江戸では商家の子供たちが多く、算術を教えていたところや、「上流・中流の家庭の娘をあずかったところでは、裁縫・お茶・活花・謡・琴・三味線などの教養科目をおいている」¹⁶⁾寺子屋もあった。寺子屋教育の中核を担う「手習」と「読物」を中心にその他、教科科目の学習内容はどのようなものであったかを確認してみる。

「手習」の学習内容について、それはたんに「字を上手に書く、器用にしたためる」だけではなく、「手習う」ことを通して「もの読む」ことを教えたとされる。さらに「手習い読む」ことによって、教えようとする文字やその文字が媒介する知識をしっかりと身につけさせるねらいがあった。¹⁷⁾習字には、その学習作業を通して「生活百般にわたる道徳的な躰けをも実施していた」¹⁸⁾とされる。石川謙氏の『日本庶民教育史』によれば、特に、修身科の発達を見たときに、「六諭衍

えんぎたいい
義大意」、「五人組前書帳」が後に全国の寺子屋に教科書として頒布、奨めたことで修身科の発達に少なからず影響を与えたとしている。ただし江戸府内では修身科の発達を見ないことや、特設されるのが天保以降として挙げている。¹⁹⁾

初歩の手習いが終わると「往来物」という我が国で著作された教科書で学んだとされる。これまで、中国の古典や経書等さらには我が国の古典も教科書として使用されてきたが、教材としての役割を持って作られた教科書であった。²⁰⁾

習字に含まれるいる教育内容を詳しく見ていくと、『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』の中から把握することができる。習字には、「自ラ読方、作文、地理、修身等ノ諸科ヲ含有スル」²¹⁾ 学習内容であり、「手本ノ文ハ各家異同アリト雖修身（六論衍義略儀、女教訓鏡女、今川等）地理（江戸方角、都路、国尽等）作文（口上文、請取文、手紙ノ文）等ノ諸科ヲ含有セルハ皆同一」²²⁾ であったことから、改めて習字を通して幅広く教育の内容が横断的におこなわれていたことが知られる。

読物の内容については、「實語教及ヒ童子教（此書ヲ読ム者殊多シ）古状揃（同）三字経（幼年ノ生徒之ヲ読ムモノアリ）孝経、四書、五経、女子ハ百人一首、女今川、女大学、女庭訓往来」²³⁾ であった。これらは、近世教育の特色として「近世封建社会における庶民道徳を内容とするものであった」²⁴⁾ とされる。

先に見たように、江戸においては習字ならびに読書の中に修身としての役割を担っていることが伺える。ただし、習字や読物とは別に、江戸の寺子屋において「御談義」と

して修身談がなされていたことを次の指摘で見ることができる。

「昔時ニ於テ修身科ノ目ヲ立テザルモ此科ヲ以テ師家教授ノ骨體トハナシタルナリ、即チ時ニ御談義ト唱へ忠臣、義僕、孝子、節婦等ノ事歴ヲ述ベタルハ今ノ修身口授ニシテ、（後略）」²⁵⁾

江戸では、師家によって「御談義」としての修身談がなされていたことを確認した。このような実態は、8代将軍徳川吉宗の寺子屋に対する教育政策が少なからず関連し、「為政者の政策と寺子屋教育の自らなる発達の傾向と相まって、お談義（修身談）が寺子屋に加わるようになった」²⁶⁾ という点も見られる。先にも述べたが、修身科の特設は、天保以後であることを指摘している。天保以後、江戸の寺子屋のみならず修身談義として「遠野地方（岩手県）の寺子屋では、五常の古歌を以て修身談義をしていたこと」²⁷⁾ が知られている。

さらに、名古屋藩（尾張）下における寺子屋では、広く修身科が採用され盛んに行なわれていた。その影響は細井平洲の巡回講話が発展の下地になるものとされている。²⁸⁾ くわえて教科の発展を見たとき、往来物は庶民の要望や実情、時代に合わせた形でさまざまな内容を含んだ教材が分化し独立して各種の往来物になったとされる。²⁹⁾ 一部、歴史科を併置した寺子屋があり、安政年以後、尊皇攘夷、勤王佐幕の論に傾倒したころから往来物として分化した歴史科の中に必ず修身科と結合していたことも見られている。³⁰⁾

改めて振り返ると、近世庶民教育は習字・読書を始源的教育形態とし、その他科目も基本的にはそれに依拠する形であった。そ

れは、「一般の藩が異なるにしたがって寺子屋の教科目がことなるというような様子は見えない。幕府領と各藩領との間に大した差がない」³¹⁾ ことも挙げられる。ただし、一部修身談として行なわれていた事実もあり、時代の経過や場所に沿って教科科目の分化も見られる。その理由に、「庶民の文化的欲求の絶えざる向上と、その生活程度の漸次的昂進」³²⁾ が寺子屋教育の発展に影響をもたらした。修身科の特設を見たとき、近世庶民教育における修身科は多くの教科に含まれており、特段切り離して行なう必要がなくなったと考えられる。

以上、藤田昌士氏の「修身科の成立過程」³³⁾ を参照にしながら、藤田氏が指摘する修身科成立以前の近世庶民教育と修身科の素地について確認を行なった。

II. 「学制」公布以前における小学校教科課程と修身科

前項では、近世庶民教育における修身科の成り立ちを見たときに、習字や読物に依拠する形で科目としては未分化のものであったが、「修身談」として特設していた事態も見られた。我が国の教科課程が近代教育に転換したとき、その寺子屋の教育課程がどのように発展、継承されていくのか、また修身科の萌芽期について述べる。

我が国の教育制度は、明治維新を契機として飛躍的に近代化教育が進んだ背景には、欧米諸国を模範とした欧米の学制制度の影響を認めなければならない。しかしながら、短期間で高度な近代社会を成立させた背後には、江戸時代における長い歴史の中で高い水準に達していた文化と教育の継承の上

に近代化教育制度が成立したものといえる。³⁴⁾

明治維新後の初等教育の発展に重要な役割を担ったのは江戸時代における寺子屋の普及であった。寺子屋は幕末にかけて増加傾向をたどり農山魚村にまで広がりを見せた。その結果、寺子屋の普及は「維新後の初等教育の発展に重要な基礎」³⁵⁾ を築き、さらには「学制公布後の小学校の急速な普及」³⁶⁾ は寺子屋無くして不可能であったといえる。

明治時代に入って、新政府は近代化を図る上で指導者の育成と国民一般の教育普及について2つの政策をもって直ちに教育施設の設置に取りかかった。第1の政策は、「指導的人材の養成と当時急務とされていた欧米の学術・文化を摂取」³⁷⁾ するための大学の創設であった。大学創設計画には、京都におけるものと東京におけるものとの2つの形態をもって進められた。先ず京都においては「神祇事務局判事の平田鉄胤、内国事務局権判事の玉松操、および国学者矢野玄道の三名に「今般学校御取立ニ付、制度規則等取調申付ク」³⁸⁾ と命じ、最初の大学設置計画案「学舎制」を提出した。これは、学習院を復興して大学建設の基礎とするもので、「学科として本教学(神典・皇籍・雑史・地志・経伝)、経世学(礼儀・律令・兵制・貨殖)、辞章学(歌詞・詩文・書法・図書)、方伎学(天文・医術・卜筮・音楽・律曆・算数)、外蕃学(漢土・魯国・英国・仏国・阿蘭・天竺・三韓)の五科をおき、親王・公卿に管理させる」³⁹⁾ 計画案であった。

一方東京では、学校取調御用掛を命じた御用掛のうち、神田孝平・森有礼・内田雄正は当時の一級洋学者を人選したもので京都

の復古主義国学者とは著しい対極を見せた。⁴⁰⁾ そのねらいに、新政権の実力者たちは、公卿勢力を押さえて天皇制政権を確立するため東京遷都の方策を進めると同時に、当時の洋学派の新知識を起用して、新しい政治体制を企画ならびに教育計画に参加させた。⁴¹⁾ 新政府は明治元年6月から9月にかけて旧幕府の学校を復興し、昌平学校・開成学校・医学校を母体として、総合して大学の創設を計画した。新政府の大学創設計画は、1869(明治2)年6月に「学校への達」で明らかとなった。ただしこの計画では、大学校(本校)の根幹を国学とし漢学を従属的に位置づけたことは、元来、漢学中心の昌平坂学問所(昌平学校の前身)の伝統から見て一大改革を意味するのであった。⁴²⁾ 1869(明治2)年7月の官制改革により、教育行政官庁として「大学校」が設置され、大学校は最高学府と中央教育行政官庁との二重の機能を併せ持った。なお同年12月に大学校を大学に、開成学校を大学南校、医学校を大学東校と改称した。⁴³⁾ 翌1870(明治3)年、当時優勢となっていた洋学派を中心としたもので、「大学規則」と「中小学規則」が登場した。これは、「当時国学派と漢学派の激しい対立抗争が展開され、大学(本校)の機能は失われ、政府は、学制の根本的改革に迫られていた」⁴⁴⁾ からである。当時政府の行政機関でもある大学が、洋学派を中心として先の規則による改革案を示した。結局、「大学規則」を巡って国・漢両派と洋学派の紛争により大学本校は閉鎖され、実施に至らなかったが、府県・諸藩ではこの規則に準拠して学制の改革を行ない、当時の府県・諸藩に対してかなりの影響を持っていたことにくわえて、新政府が初めて示した総合的

な学校設置計画としても注目されている。⁴⁵⁾

その規則によれば、都に大学、地方の府県に中学・小学を設け、三段階構想とするものであった。⁴⁶⁾ また、予備教育機関として「中学」(16歳から22歳)・「小学」(8歳から15歳)を定めた。「中・小学規則」における「小学」は、「士族あるいは指導層の学校」⁴⁷⁾ として限定的な面も持ち合わせ中学の予備段階としての役割も担っている。ただし、大学進学には、一部の優秀な者のみが大学に進学できるのであった。

次に「大学規則」が定める教科目については、これまでの教科内容(蘭学・英学・仏学・独乙学等)が国別制から切り替えられ、教科・法科・理科・医科・文科の5科制の教科方式を取り入れた。そして、大学の予備機関である「中学」では大学同様に専門五科を修めるものであった。⁴⁸⁾ 「小学」では、普通学としながらも「語学と地理学を授け、さらに大学の専門五科の大意を授けるもの」⁴⁹⁾ でかなり程度の高い教科内容を示した。

「大学規則」の学科構成を示した学科目に「教科」として、神教学と修身学が挙げられていることが注目される。その教科は、「ヨーロッパ大学の「神学部」に当たる」⁵⁰⁾ ものとして、欧米諸国の学校制度を模範として設置された教科であった。さらに注目すべきは、新政府が初めて示した全国的学校組織の学校設置計画において、学科科目に「修身学」が定められている事である。吉田熊次等によれば、大学の一科目として設けられた修身学は「学科の名称として修身なる言葉を用いた最初のものであろう」⁵¹⁾ と推定している。またその内容を鑑みると、これまでの漢学としてではなく経書に基づ

くものであった。このように、欧米諸国の影響によって修身学が登場したこと、また「学制」公布前の1870（明治3）年の「大学規則」に、修身学が分化的教科として設けられていたことが明らかとなった。くわえて、「中・小学規則」の教科科目では修身学の設置が見られないが、藤田昌士氏の指摘では、「大学につながる予備機関としての小学が、修身学と無関係であったのではなく、その内容は五科大意に包括された形で下降したと考えられる」⁵²⁾と推測している。だがこの計画は「大学規則」を巡って国・漢両派が対抗したため、再び大学紛争を生じ結局実現するには至らなかったことは先に述べた。

以上、大学創設と欧米諸国の大学制度の影響から学科科目に修身学が登場した経緯を概括した。ただし、本稿では「大学規則」及び「中・小学規則」について欧米諸国との詳細な関連性について検討することは省略し、我が国において修身学が学科の名称として最初に用いられたのは、「大学規則」からであったことを指摘するにとどめる。

第2の政策は、国民一般の小学校の設置計画である。前述した指導者層の予備機関に当たる「小学」とは違い、ここでは、「主として農・商などの庶民を対象とする「小学校」⁵³⁾について概括する。

新政府は、「近代国家を建設する基礎として国民の育成することが肝要であり、そのために国民一般の教育が急務である」⁵⁴⁾とした。元来、庶民おける教育施設は、私設による寺子屋であった。そこで新政府は1869（明治2）年2月に諸府県で実施する行政の大綱として「府県施政順序」を定め、その一項の中に「小学校ヲ設ル事」を公布した。

「小学校ヲ設ル事

専ラ書学素読算術ヲ習ハシメ、願書・書翰・書牒・算勘等其用ヲ闕サラシムベシ、又時々講談を以國體時勢ヲ辨へ、忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス、最才氣衆ニ秀テ、学業進達ノ者ハ其志ス所遂ケシムヘシ」(明治2年2月5日公布府県施政順序)⁵⁵⁾

この公布については2つの教育内容をもって述べられている。第1は、3主要教科に依って日常生活に必要な知識を授けること。第2は、時々講談を行い国体がどうなるものであり、時勢が維新後どこに変化したか、これに対し国民としてどうあるべきかというものを日本の国民道徳である忠孝及び風俗を講談によって認知させることを小学校教育の要旨としていた。⁵⁶⁾

第1の教科について、吉田熊次等は、「要旨中前者は近世各国の国民普通教育が内容としていた三基本教科を挙げたもので、徳川時代に於ける庶民教育は未だ国家的伝統制を受けていなかったけれども、この三基本教科を教育内容として発展させてきたのである」⁵⁷⁾とし、第2の精神に関しては、「国民としての精神を教養する為にはまず第一に講談に依って国体と時勢と弁ずることを目標として掲げている」⁵⁸⁾と述べている。

また倉沢剛氏もこの公布について、府県施政順序の「小学校ヲ設ル事」に記載された教科内容について、「当時の民情や時勢に応じた良識ある教育課程とみられる。ここにはまだ外国語の影響は少しもない。日本の伝統にもとづき、実際の必要に応じ、かつ大きな社会変動に直面して、「時勢ヲ弁へ」「風俗ヲ敦クスル」ことをあげ、「国体ヲ弁へ」

「忠孝ノ道ヲ知ルヘキ様教諭」するというのが、いわば当時の良識であった。およそ小学校とは当時このようなものと、一般に理解されていた⁵⁹⁾と述べている。

以上の言及によって明らかのように、第1の教科科目は、新政府が示した公布によって、幕府時代におけるこれまで庶民教育の中核を担った基本教科内容を継承し、新政府の施策によって近代初等の教育課程に継承された。第2は、「時々講談」として、「学制」公布前の明治初頭における小学校設置規定において、修身に関することが規定されている点に注目される。このような事態において、吉田熊次等は、「小学校に於ける国民の徳育の根本を築かなければならなかったこの時代に於いて帰着すべき所は忠孝の道以外に存しなかったことを端的に把握し出している所に、国民教育における徳育の帰着すべき所が既にこの時代より如何に明確になって居るか見ることができる⁶⁰⁾と述べている。このように明治初頭から、精神教養に関する徳育科目が講談として設けられたことは、徳育の分化として「学制」の実施と共に修身教授として発展すべきはずであった⁶¹⁾と見て、最初の普通教育制度に徳育を規定していることは注目すべき事実としている。⁶²⁾

ただしこの公布は、新政府直轄の府県のみを対象としたものであり、新政府が全国の教育を統轄するまでは、1871(明治4)年の廃藩置県及び文部省の設置を待たなければならぬ。

実際には、各府藩県がその管内に於ける独自の教育施設を備えていたとされる。では、実際に修身教育がどのような形で行なわれていたのか。学校教育において、修身教

育の実態を観察した時に、京都の小学校が挙げられた。その理由に、「「学制」公布以前に於いて最も組織立った普通教育制度を備えていたのは京都⁶³⁾であった。さらに、「学制」の先駆ともいべき学区制によって組織的に学校が設立された。また、小学校の諸規則についても1870(明治3)年2月の「中・小学規則」が定められたのに合わせて京都府は準拠して諸規則の統一を行なった。これに京都府独自の内容も加えられ、伝統的な教育から近代小学校へと移行する課程が示されている。⁶⁴⁾

京都府は、1869(明治2)年に小学校教則を定めた。そこに「二七ノ日儒書講積、三八ノ日心学道話ノ事⁶⁵⁾として、徳育に関する教科が取り入れられていることを確認することができる。さらに徳育に関する科目は、心学道話を講ずる講師が任命され、その教科を専任することとなっている。⁶⁶⁾ 京都の小学校において、徳育に関する科目が重視していたことが伺えるが、その理由に吉田熊次等は、「明治以前に於いてこの地方には心学の講舎が発達し、民衆の実践生活に関する優れた教科機関となっていた。この心学講舎を中心として発達した道話を小学校に取り入れ。市民の徳育をなさんと試みたものである⁶⁷⁾と述べている。

このように明治初頭における京都の小学校教科過程において、庶民教育の伝統が継承されていることをみた。また他の地域においても、小学校教科の中に同様の方針で、「徳育に関する教科を設けたものとして沼津兵学校附属小学校⁶⁸⁾を挙げている。その学校規則の学科によれば、「素読・手習・算術を中心とし、そのほか地理・体操・水練および講積聴講⁶⁹⁾を挙げている。ここで、

学科科目に挙げられている講釈聴講とは修身とも称されていたらしく、元来、外国制度を模倣して設立された小学校として、講釈聴講も日曜日の朝に講釈して生徒に聞かすこととなっていた。⁷⁰⁾ この沼津兵学校附属小学校の教科科目は、「中小学規則」に沿った小学校の先駆的形態として、「修身科が学科科目として存立していた第二の例」⁷¹⁾ として注目されている。

以上「学制」公布前の修身科の成り立ちについて素描した。新政府は、国民道徳である忠孝および風俗を教養するため、近世庶民教育の「修身談」を「講談」として精神教育を継承したことは、「国民の精神教育に関しては新しい時代を背景として新政府の要望を明瞭な形に於て」⁷²⁾ 現している。府県に小学校を設立し「時々講談」によって、「我が国の特質と明治維新後時勢が全く変遷した有様及びこの国体の下に国民となり、新しき時代を創造するに際しいかに処すべきかを明に知らせめること」⁷³⁾ を目的とした。小学校において、「儒書講釈」や「講釈聴講」として精神教育を重視していた学校も存在した。

修身科が一教科としての発達を見るには、欧米諸国の影響および「学制」公布後を挙げなければならないが、修身科成立の一要因として近世庶民教育における修身談が継承されていることは看過できない。

おわりに

本稿では、近世庶民教育における寺子屋の教育課程から修身科成立の素地と「学制」公布前の修身科成立の過程について考察をした。

近世庶民教育から「学制」公布以前の道徳教育を見たとき、道徳教育は寺子屋教育の中核を担う「習字」「読物」を通じて行われてきた。これを現代の「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育」⁷⁴⁾ と置き換えれば、すでに近世庶民教育における道徳教育では「全面主義道徳教育」の方針で行われていたことになる。

ただし、本稿においては寺子屋教育における「修身談」ないし明治初頭の小学校教科課程で行われていた「講談」についての検討がきわめて不十分なものであった。今後の課題として、「史的考察を通して今日に於ても尚新しい意味を擔つて現れて来ている日本の教學の問題の歸向するところを明かになすことが出来る」⁷⁵⁾ ことから、今日における道徳教育の課題を修身教育史的観点から考察していきたい。

- 1) 教師養成研究会(1990)『道德教育の研究 新訂版』.学芸図書.p.24
- 2) 宮田丈夫(1972)日本近代教育史辞典編集委員会『日本近代教育史事典』海後宗臣監修.平凡社.p.344
- 3) 文部科学省(2020)『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳編』.廣濟堂あかつき.p.4
- 4) 前掲.『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科道徳編』.廣濟堂あかつき.p.3
- 5) 文部科学省(2018)『中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳編』.教育出版.p.3
- 6) 同書.p.4
- 7) 道德教育の充実に関する懇談(2013) 「今後の道德教育の改善・充実方策について(報告)」 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013_01.pdf (最終閲覧日:2021年1月26日)
- 8) 北海道教職課程研究会(1987)『道德教育の研究 [改訂版]』.学術図書出版.p.18
- 9) 同書.p.17
- 10) 文部省(1972)『学制百年史』.帝国地方行政学会文部省.p.65
- 11) 同書.p.65
- 12) 同書.p.81
- 13) 同書.p.66
- 14) 同書.p.66
- 15) 同書.p.70
- 16) 石川謙(1970)『寺子屋 日本歴史新書 増補版』.至文堂.p.206
- 17) 同書.p.210
- 18) 同書.p.211
- 19) 同書.p.457
- 20) 前掲.文部省『学制百年史』.p.70
- 21) 浅岡雄之助(1892)『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』.大日本教育會事務所.P.20
- 22) 同書.p.20
- 23) 同書.p.20
- 24) 前掲.文部省『学制百年史』.p.72
- 25) 前掲.浅岡雄之助.『維新前東京市私立小学校教育法及維持法取調書』.p.24
- 26) 石川謙(1929).『日本庶民教育史』.刀江書院.p.441
- 27) 同書.p.441
- 28) 同書.p.457
- 29) 前掲.文部省『学制百年史』.p.71
- 30) 前掲.石川謙『日本庶民教育史』.pp.446~447
- 31) 前掲.石川謙『日本庶民教育史』.p.458
- 32) 前掲.石川謙『日本庶民教育史』.p.458
- 33) 藤田昌士(1965)「修身科の成立過程」 『東京大学教育学部紀要』.第8巻.pp191~224 参照.
- 34) 前掲.文部省『百二十年史』.p.65
- 35) 前掲.文部省『百二十年史』.p.4
- 36) 前掲.文部省『百二十年史』.p.195
- 37) 前掲.文部省『学制百年史』.p.82
- 38) 倉沢剛(1963).『小学校の歴史I』.ジヤパンライブラリーレビューロー.p.17
- 39) 林三平(1972) 日本近代教育史辞典編集委員会『日本近代史教育辞典』.海後宗臣監修.平凡社.p.1
- 40) 前掲.倉沢剛『小学校の歴史I』.p.18
- 41) 前掲.林三平『日本近代史教育辞典』.p.1
- 42) 前掲.文部省『学制百年史』.p.86
- 43) 前掲.林三平『日本近代史教育辞

- 典』.p.1.p.24
- 44) 前掲.文部省『学制百年史』.p.86
- 45) 前掲.文部省『学制百年史』.pp.86～87
- 46) 前掲.仲新『日本近代史教育辞典』.p.56
- 47) 前掲.文部省『百二十年史』.p.106
- 48) 前掲.仲新『日本近代史教育辞典』.p.56
- 49) 前掲.文部省『学制百年史』.p.88
- 50) 前掲.文部省『学制百年史』.p.88
- 51) 吉田熊次,海後宗臣(1939)『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』. 国民精神文化研究所.p.16
- 52) 前掲.藤田昌士『修身科の成立過
程』.p.195
- 53) 前掲.文部省『学制百年史』.p.88
- 54) 前掲.文部省『百二十年史』.p.106
- 55) 前掲.倉沢剛『小学校の歴史 I』.p.14
- 56) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.13
- 57) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.14
- 58) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.14
- 59) 前掲.倉沢剛『小学校の歴史』.pp.15～
16
- 60) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.15
- 61) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.15
- 62) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.16
- 63) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.17
- 64) 前掲.文部省『学制百年史』.p.109
- 65) 前掲.倉沢剛『小学校の歴史』.p.92
- 66) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.18
- 67) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.18
- 68) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.18
- 69) 前掲.文部省『学制百年史』.p.109
- 70) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.19
- 71) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.19
- 72) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.14
- 73) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.19
- 74) 前掲.文部科学省『小学校学習指導要領
(平成 29 年告示) 解説 特別の教科
道編』.p.4
- 75) 前掲.吉田熊次,海後宗臣『教育勅語渙
発以前に於ける小学校修身教授の変
遷』.p.74

執筆者紹介 (所属)

大沢 宥介 八戸学院大学地域経営学部
助教